(参考資料)

【取扱注意】遠隔臨場 Q&A

4	44	4
1	χ,	象

- Q. 対象とする案件は?
- A. 原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての工事及び業務委託を対象とし、受発 注者間の協議により活用可能です。

このため、全ての工事及び業務委託へ特記仕様書の添付をお願いいたします。ただし、監督員の施工箇所への移動時間の削減による業務改善が見込めない、あるいは、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事及び業務委託については、この限りではありません。

- Q. 低入札工事の複数監督員による段階確認・立会いにも活用可能か?
- A. 活用可能です。ただし、原則として監督員のうち1名は現地に臨場してください。
- Q. 業務委託では、どのような業務での活用が考えられるか?
- A. 土質・地質業務委託における検尺や、除草業務委託における出来形確認など、受注者が撮影した映像により、必要とする情報が確実に入手できる案件に限り、実施することが可能です。 例えば、土質・地質業務委託おいて、単純にロッド長を計測・確認を目的とした検尺については、遠隔臨場を行うことが可能ですが、支持地盤や土質の変化位置の確認等は、映像での判断が難しいことから、現地での臨場としてください。
- O. 「検査」は、どのような場合に適用できるのか?
- A. 検査員が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り適用可能としています。 ただし、標尺の目盛を読む必要があるレベル測量やカメラの性能上確認困難な暗部の測定、手触りや音等による確認・判断を要する検査、出来ばえの確認が必要な検査など、遠隔モニターでは必要な情報確認が十分に見込めず、合否判定や成績評定が適切に行えない場合には適用できません。
- Q. 特記仕様書の添付されていない工事及び業務委託は、適用できないのか?
- A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。
- Q. 既契約工事に対しても、今回の改定内容は活用可能か?
- A. 受注者と協議の上、指示書等で変更となった特記仕様書を適用していただければ活用可能です。
- 2. 実施計画
- Q. 確認する内容、項目の設定は?
- A. 映像と音声により、立会・段階確認及び検査に必要となる情報が確実に入手できると判断されるものについて実施してください。

- Q. 確認する内容、設定の判断は?
- A. 施工計画時に検査員の確認を受けることとしています。
- Q. 確認できなかった場合の対応は?
- A. 遠隔臨場を取りやめ、従来の臨場を行うこととしています。
- Q. 実施回数の上限はあるか?
- A. 実施回数の上限については定めていません。ただし、当該工事(業務)で必要となる立会・段階確認及び検査の全てが遠隔臨場とならないように計画を作成してください。また、映像と音声により、立会・段階確認及び検査に必要となる情報の確実な入手が出来ないものについては、従来どおりの臨場による立会・段階確認及び検査を実施するようにしてください。
- 3. 実施記録
- Q. 実施されたことの記録は?
- A. 監督員又は検査員が写真に写ることに替えて、写真撮影時の黒板に「遠隔臨場」と記載します。 実施したことの証拠は、通話履歴のキャプチャ写真、通話画像を含む写真等の記録を行うこととしています。
- 4. 機材等
- Q. 使用するアプリケーション(サービス)は?
- A. 指定はありません。アプリケーションについてはiPad等で通信可能なものであることを要件としており、FaceTimeまたはZoom等を想定しています。詳細については、受発注者間の協議により決定してください。
- 5. 費用負担
- Q. 遠隔臨場に係る費用の計上は別途行うか?
- A. 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分(業務の場合は諸経費)に含まれるものとし、別途計上はしません。
- 6. 試行の検証
- Q. 具体的にどのような調査を予定しているか?
- A. 実施件数の調査(年2回、発注者を対象)及び課題点の抽出の為のアンケート調査(年1回、 受発注者双方を対象)を予定しています。